

情報通信審議会 電気通信事業政策部会 電話網移行円滑化委員会（第20回）議事録

1. 日時 平成28年10月14日（金） 13:58～15:49

2. 場所 総務省8階 第1特別特議室

3. 出席者

① 電話網移行円滑化委員会構成員

山内 弘隆 主査、相田 仁 委員、井手 秀樹 委員、北 俊一 委員、酒井 善則 委員、関口 博正 委員、長田 三紀 委員、三友 仁志 委員（以上、8名）

② 総務省

富永総合通信基盤局長、巻口電気通信事業部長、秋本総合通信基盤局総務課長、竹村事業政策課長、安東事業政策課調査官、堀内事業政策課企画官、影井事業政策課課長補佐、宮野事業政策課課長補佐、藤野料金サービス課長、内藤料金サービス課企画官、柳迫料金サービス課課長補佐、三田データ通信課長、荻原電気通信技術システム課長、廣重番号企画室長、徳光消費者行政第一課長、湯本消費者行政第二課長

4. 議題

- (1) NTT東日本・西日本のアクセス回線・中継網等について
- (2) その他

○山内主査 皆様、お忙しいところお集まりいただきまして、ありがとうございます。
定刻となりましたので、ただいまから情報通信審議会電気通信事業政策部会電話網移行
円滑化委員会第20回を開催いたします。

なお、今回、池田委員、石井委員、内田委員、大谷委員はご欠席となっております。

それでは、最初に、配付資料の確認を事務局をお願いいたします。

○影井事業政策課補佐 それでは、配付資料の確認をいたします。議事次第に記載して
おりますとおり、本日の資料は、資料20-1から資料20-5までの5点となってお
ります。もし過不足等ございましたら、事務局までお知らせください。

以上でございます。

○山内主査 よろしゅうございますか。それでは、議事に入りたいと思います。本日の
議題ですけれども、NTT東日本・西日本のアクセス回線・中継網等についてとなっ
ております。その中で扱う個別の検討項目で見ますと多くございますので、今日の進め方
については、大きく2つに分けて議論をさせていただきたいと思います。

まず事務局から、本日の議題に関する全体像、それからユニバーサルサービスへの影
響及びアクセス回線の範囲、適正な料金水準の確保（利用者料金規制）までの3つの資
料をまとめてご説明いただきまして、一旦そこで、内容について意見交換、自由討議と
させていただきます。その後事務局から、無電柱化に伴うメタルアクセス回線の撤去、
NGNの県間伝送路の役割、この2つの資料をご説明いただきまして、その内容につい
て意見交換、自由討議ということにさせていただこうと思います。

それでは事務局から、資料番号で言うと20-1から資料番号の20-3まで、この
説明をお願いいたします。

○安東事業政策課調査官 それでは事務局より、資料20-1から資料20-3までの
資料につきまして、順次ご説明を申し上げます。

まず、資料の20-1をお開きください。1ページ目をご覧ください。毎回、冒頭の
確認でございますが、検討項目の概要の一覧のうち、今回の委員会でご議論いたしま
すのは、赤字で書いております（2）NTT東西のアクセス回線・中継網の4項目、ま
た、（3）適正な料金水準の確保（利用者料金規制）、この5点でございます。残りの課
題につきましては、次回以降、さらに検討の機会をとらせていただきたいと思います
と考えております。

2ページ目につきましては、毎回ご用意しておりますメタル電話、メタルIP電話、

さらに光 I P 電話のサービス提供形態について、議論の参考という意味で、同じ資料をおつけしておりますので、適宜、議論の際に参照いただければと思います。

それでは、具体的な内容に入っております。資料 20-2 をご覧ください。ユニバーサルサービスへの影響及びアクセス回線の範囲についての 2 つのテーマをまとめさせていただきます。アクセス回線の範囲につきましては、ユニバーサルサービス制度に関連が深いということもございまして、一体でご説明をするものでございます。

1 ページ目をお開きください。まず、ユニバーサルサービスの概要について、ご説明を申し上げます。四角の囲みの 1 ポツ目でございます。ユニバーサルサービス（基礎的電気通信役務）は、電気通信事業法 7 条において「国民生活に不可欠であるためあまねく日本全国における提供が確保されるべき電気通信役務」として定義されております。現在、アナログ電話、第一種公衆電話、緊急通報が対象となっております、下の表にありますとおり、①、②、③という四角囲みが対象となっております。

なお、その下の、※1 と書いてございますが、加入電話相当の光 I P 電話（音声単独メニューのみ）も、補完的に対象となっているものでございます。この①から③の提供を確保するため、下段の考え方に従いまして、ユニバーサルサービスを提供する事業者である N T T 東日本・西日本に対し、その赤字額の一部を補填するという仕組みとなっております。

2 ページ目をご覧ください。N T T 東日本・西日本のユニバーサルサービスに係る収支について、ご説明申し上げます。ユニバーサルサービスに係る収益、下の線グラフの黒い折れ線部分、は年々減少傾向でございますが、N T T 東日本・西日本の経営効率化により、下の図の赤い折れ線でございますが、費用も減少傾向にあり、その結果として、これは最終的には損失額として、この橙色と赤い色の棒グラフで書いておりますが、その収支は漸減しているという状況でございます。

ユニバーサルサービス制度では、2016 年の一番右のグラフを見ていただきますと、N T T 東日本・西日本のユニバ収支は、棒グラフにありますとおり、マイナス 390 億円、マイナス 426 億円でございますが、このユニバ収支の一部を補填するということでございますが、計算式によって、下の枠囲みでございます 69 億円を補填することとなります。これに対しまして、1 番号当たりの負担額が 2 円ということで計算がなされておまして、現在適用されているということでございます。

続きまして 3 ページ目をご覧ください。ユニバーサルサービスの対象として、先ほど

加入電話相当の光 I P 電話も含まれるというご紹介をさせていただきました。その具体的なサービスをまとめたものが、以下のものがございます。光 I P 電話単体で契約できるサービスの例でございます。

下の表をご覧くださいますと、一番左の「対象」というところで、まずは地方自治体が光ファイバーを敷設し、それを I R U 契約に基づいて競争入札を行って応札した事業者を提供し、その事業者が基本料を加入電話相当に抑えた形で光 I P 電話単体のサービスを提供するものがございます。N T T 東日本・西日本、ソフトバンクが、それぞれ岩手県、岡山県などにおいて、加入電話相当の光 I P 電話単体サービスを提供しているものがございます。

また、その他の類型として、一番左の対象で、マンション向けといたしまして、K D D I において、基本料 1,500 円の a u ひかり電話サービスを提供しているところがございます。

また、左一番下の段で、復興エリア、新興住宅地等とございますが、東日本大震災のような復興エリアにおける改めての電話の敷設に関しまして、メタルではなく、光 I P 電話単体で提供するケース、また、新しい住宅団地をつくるという場合に、メタルや光を新設するケースにおいて、一定の条件のもとで、二重投資するよりは光ケーブルを敷設して電話サービスを提供したほうが経済合理的であるという判断があった場合に、光 I P 電話単体サービスが、N T T 東日本・西日本においてそれぞれ提供されているものがございます。

4 ページ目をご覧ください。次に、ユニバーサルサービス制度の見直しに関するこれまでの議論をご紹介いたします。直近の議論といたしましては、2014年12月に、情報通信審議会答申「2020年代に向けた情報通信政策の在り方」が取りまとめられております。その中で、ユニバーサルサービス制度の在り方について、以下のとおり提言しているものがございます。

情報通信審議会答申の1ポツ目でございますが、現在、基礎的な音声通信サービスとして位置づけられている固定電話を、当分の間、ユニバーサルサービス制度により維持していくことが適当である。2ポツ目でございます。携帯電話やブロードバンドについては重要性がさらに増す。3ポツ目でございます。固定電話の維持に特化した現行のユニバーサルサービス制度については、携帯電話やブロードバンドの未整備地域の解消等を踏まえて見直しの検討を行うことが適当という考え方が示されております。

続きまして5ページ目をご覧ください。本日議論いただきますメタルIP電話、さらには光IP電話のマイグレーションに伴うネットワークの変更イメージでございます。こちらは毎回示されている図でございますので、後ほどまた、アクセス回線の範囲というところの説明で立ち返りたいと思います。

以上を踏まえて、提案募集、またヒアリングの結果などを踏まえて、6ページ目以降で検討の視点を提示させていただいております。2つの視点でございます。1つ目は、IP網への移行に伴うユニバーサルサービスへの影響。2つ目は、関連するものとして、メタルIP電話のアクセス回線の範囲でございます。

7ページ目をご覧ください。まず視点の①、ユニバーサルサービスへの影響でございます。電気通信分野のユニバーサルサービスは、国民生活に不可欠なサービスであり、誰もが利用可能な料金で利用できること、地域間格差なくどこでも利用可能であるという特性が求められるものでございます。現行制度においては、アナログ電話、第一種公衆電話、緊急通報等が対象になっております。

先ほどご紹介しました「2020年代に向けた情報通信政策の在り方」答申におきましては、現在、基礎的な音声通信サービスとして位置づけられている固定電話を、当分の間、ユニバーサルサービス制度により維持していくことが適当との考え方が示されているが、IP網への移行後も、まずこの考え方に変化はないとしてよいかとさせていただいております。

その上で、4ポツ目で、上記考え方が変わらない場合に、今後暫定的に提供されるメタルIP電話は、現在の加入電話と同様のサービスであり、ユニバーサルサービスとして位置づけられるところ、品質等の技術基準の設定が必要と考えられるとしております。

また、メタルIP電話の先の部分でございますが、5ポツ目、ネットワークのIP化に伴い、FTTHと重畳して提供される光IP電話等の意義に鑑み、ユニバーサルサービスの対象やあり方についても今後検討が必要ではないかとしております。

最後に、上記検討にあわせ、ユニバーサルサービスとして確保すべき第一種公衆電話、緊急通報についても、それぞれメタルIP公衆電話というような影響を受けますので、この取り扱いについて見直す点があるかどうかの検証が必要。その検証のためには、NTT東日本・西日本は、アクセス回線を含めたメタルIP電話に関する詳細な設備構成を早急に明らかにすべきとしております。現在、設備構成としては、9月23日のマイグレ委員会にてNTT東日本・西日本より示されたプレゼンテーション資料が一番細かい

資料となっているところをごさいます、もう少し詳細な設備構成が示される必要があるのではないかという問題認識でございます。

8 ページ目、主な意見でございます。1 つ目のポツでございますが、2 行目、マーケットの変化により、固定電話は今後も縮小していくものと見込まれる。4 行目、固定電話については、事業者間の競争を促進するフェーズから、社会インフラの一つとして、引き続き固定電話を利用するお客様にできる限り負担をかけずに、いかに維持していくかというフェーズに移行していくこととなると考えるという N T T からの意見でございます。

2 ポツ目も、ユニバーサルサービス制度のあり方の検討に当たっては、I P 網への移行後の固定電話の姿を踏まえ、国民的なコンセンサスを得ながら議論を深めていく必要があるという N T T の考え方でございます。

これに対しまして、4 ポツ目、K D D I より、固定電話サービスについては、ネットワークが I P 化された以降も、ユニバーサルサービスとして継続して国民に提供されるべき。2 行目の最後の下線でございますが、I P 網への移行という要素のみに着目する場合は、N T T 東日本・西日本の固定電話を対象としている現行のユニバーサルサービス制度には特に影響はないとの意見がございます。

また、一番下のポツでございます。ケイオプティコムより、ユニバーサルサービスには、網側、ネットワーク側が P S T N から I P 網へ移行することによる影響はないものと想定されるので、移行を機に制度の見直しを行う必要はないという意見が示されております。

続きまして 9 ページ目、検討の視点②といたしまして、メタル I P 電話のアクセス回線の範囲について、ご説明いたします。メタル I P 電話のアクセス回線の範囲につきましては、ユニバーサルサービスに関する補填のあり方にも影響があり得ますので、この場では制度論や技術論にまで立ち入ることはいたしません、今回のユニバーサルサービスの論点と一緒に、簡潔に整理をさせていただきました。

まず 1 ポツ目でございます。アクセス回線、これは一般的には、括弧にございますとおり、加入者宅から加入者交換機までを結ぶ回線と理解されておりますが、このアクセス回線は、多様な電気通信サービスを利用するための最低限のアクセス手段という認識が、2 0 0 0 年 1 2 月の情報通信審議会答申において示されており、これを踏襲しております。加入電話サービスのアクセス回線は、ユニバーサルサービスの中核的な位置づ

けが与えられているものでございます。

2 ポツ目、加入電話の移行先である光 I P 電話のアクセス回線の範囲は、メタルの範囲が加入者宅から加入者交換機までを結ぶ回線と解されていることと同様に、一般的には、加入者宅から収容ルータまでを結ぶ回線の範囲と解されるとしております。

この点につきまして、5 ページ目に戻っていただきまして、アクセス回線のイメージの図をご覧ください。今申しておりますのは、一番左側のメタル電話につきましては、加入者の家から、その上に上がっていきまして、四角の加入者交換機までをアクセス回線と一般的に解しているということと、一番右の光 I P 電話に関しましては、家から光回線を通して収容ルータまでをアクセス回線と一般的に解するという点をご紹介した上で、今後登場するメタル I P 電話が、この真ん中に記しておりますが、メタル収容装置を経て変換装置を経由して I P 網に入っていくという中で、このアクセス回線をどのように位置づけると解するかという論点でございます。

9 ページに戻っていただきまして、3 ポツ目、N T T が今後提供を予定しているメタル I P 電話について、N T T 東日本・西日本は、アクセス回線のネットワーク側終端は各アクセス回線を集線する箇所であると認識しており、I P 網への移行後のメタル収容装置は集線機能を有することから、固定電話のアクセス回線のネットワーク側終端は現状から変更はないと説明しております。

4 ポツ目、以上から、I P 網への移行に当たり、メタル I P 電話のアクセス回線の範囲については、加入電話のそれから変更がないものと考えられるのではないかとしております。

10 ページ目、主な意見でございます。N T T の意見はご紹介しておりますので、その他の事業者の意見として3 ポツ目をご覧ください。I P 網への移行によって N T T 東日本・西日本が各ノードの機能について詳細を明らかにした上で判断をしていくべきとしております。そして、昨年11月の N T T 発表資料では、現行の加入者交換機をメタル収容装置として活用するとされており、I P 網への移行後もメタル収容装置を終端とすることが妥当と述べております。

以上、まず資料20-2の、ユニバーサルサービスへの影響及びアクセス回線の範囲についてでございました。続きまして資料20-3をご覧ください。適正な料金水準の確保（利用者料金規制）について、ご説明を申し上げます。

開いていただいて、1 ページ目をご覧ください。初めに、電気通信役務の利用者料金

規制の基本的枠組みについて、ご説明申し上げます。四角の囲みでございますが、利用者料金その他の提供条件については、累次の規制緩和を経まして、現在、非規制の状態でございます。ただし、2ポツ目、極めて公共性の高い分野等については一定の規制を課しております。具体的には、下の表整理のとおり、基礎的電気通信役務、指定電気通信役務、特定電気通信役務に関しましては一定の規制を課しているものでございます。

その中でも今回のプライスカップにかかわりますのは、真ん中の青い欄の指定電気通信役務、ボトルネック設備を設置する電気通信事業者N T T東日本・西日本が提供するサービスで、他の事業者による代替的なサービスが十分に提供されない電気通信役務であって、さらに下の3つ目のオレンジの特定電気通信役務でございますが、利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信役務が、特定電気通信役務として、右の四角にありますとおり、プライスカップ規制の対象となっております。具体的にはN T T東日本・西日本の加入電話、I S D N、公衆電話が対象となっております、こちらのサービスが、今日ご議論いただくものとなっております。

2ページ目をご覧ください。先ほど紹介いたしました基礎的電気通信役務、指定電気通信役務、特定電気通信役務の3つの役務の関係を、概念的にポンチ絵にしたものが下の図でございます。3つは同心円状にあるものではございませんので、それぞれベン図のように重なっている状況でございます。

囲みの1ポツ目でございますが、競争事業者、N T T東日本・西日本の具体的な業務のうち、どういったサービスが基礎的、指定、特定電気通信役務に該当するかということ整理してございます。N T T東日本・西日本の加入電話、加入者回線アクセス、離島特例通話、緊急通報、こちらにつきましては、下の図の赤い枠の一番上でございます加入電話でございますが、こちらについては、基礎的電気通信役務であり、指定電気通信役務であり、特定電気通信役務と、全てに該当するとされております。

また、N T T東日本・西日本の加入電話のうち、市内通話、県内市外通話等につきましては、これは、下の図の赤い囲みの特定電気通信役務と書いてある直下でございますポツでございます。こちらについては指定電気通信役務、特定電気通信役務に該当すると整理をされておまして、今回、メタルI P電話以降のサービスをどのように続けるかということが課題となっております。

3ページ目をご覧ください。次に、プライスカップ規制の概要について、ご説明を申し上げます。プライスカップ規制につきましては、2000年10月から導入をし

ているものでございまして、料金水準の上限、基準料金指数と申します、能率的な経営のもとにおける適正な原価及び物価その他の経済事情を考慮しながら、通常実現することができるかと認められる水準の料金を定め、それを超える料金の設定につきましては総務大臣の認可が必要、超えなければ届け出という仕組みによって、NTT東日本・西日本に経営効率化努力のインセンティブを与え、料金の低廉化を進めていくという制度でございまして。

具体的には、下の表がございまして、例えば左側で音声伝送バスケットを書いているものの、具体的な料金で加入電話、ISDN電話などがございまして、こちらの基準料金指数が直近2016年では、一番右の欄の表ですけれども、NTT東でスラッシュの右側が94.6と書いておりますのが基準料金指数という上限でございまして。こちらに對しまして、実際料金指数、実際のユーザー料金や供給量に基づいて算定された料金が86.7でございまして、この段階におきましては上限を超えていないということで、届出によって、この部分に該当する料金の設定が可能となっております。こういうチェックの仕方によって料金の低廉化を図るものでございまして。

4ページ目をご覧ください。提案募集、ヒアリングやこれまでご紹介した資料などを踏まえまして、適正な料金水準の確保（利用者料金規制）について、検討の視点を以下のとおり整理いたしました。

1ポツ目でございまして。NTT東日本・西日本が提供する指定電気通信役務のうち、その内容、利用者の範囲等から見て利用者の利益に及ぼす影響が大きいものの料金につきましては、特定電気通信役務としてプライスカップ規制が適用されております。その対象は、現在、加入電話、ISDN、公衆電話となっております。

2ポツ目でございまして。昨年11月のNTTの公表資料によりますと、今後暫定的に提供されるメタルIP電話は、現在の加入電話と同様のサービスで、加入電話と比べ固定電話の音声役務の提供手段としての性格は変わらず、利用者にとって、そのサービスの内容に大きな違いはないと考えられます。このため、その重要性も変わらないと考えられます。

こうした点を踏まえ、加入電話にかわり暫定的に提供されるメタルIP電話を特定電気通信役務として位置づけ、現行の加入電話と同等の利用者料金規制（プライスカップ規制等）を課すこととしてよいかとしております。この点については、ISDN、公衆電話についても、それぞれメタルIP公衆電話などの形態に変わっていくことが想定

されますので、同様に整理をすることが適当ではないかとしております。

また、3ポツ目でございますが、音声役務の提供手段として加入電話とサービス内容に大きな違いがなく、加入電話の移行先として今後も契約数の増加が見込まれる光IP電話につきましても、利用者利益の影響を踏まえつつ、メタルIP電話とともに、現行の加入電話と同じく特定電気通信役務の対象として、プライスカップ規制を課すことについての検討が必要ではないか。

さらに、光IP電話につきましては、「なお」といたしまして、ブロードバンド契約に重畳して提供されるサービスでございますので、もし光IP電話に利用者料金規制を課すという場合につきましては、サービスのベース、土台となっておりますブロードバンドサービスについてもプライスカップ規制を課すことについて、あわせて検討が必要ではないかとしているところでございます。

5ページ目をご覧ください。主な意見でございます。2ポツ目、NTTより、音声通話市場は固定、モバイルの垣根を越えて通話アプリ等を含めた競争市場となっており、市場メカニズムによる価格形成が十分に機能していることから、NTT東日本・西日本の固定電話にプライスカップ規制を課す必要はない。光IP電話、ブロードバンドについても同様の見解でございます。

これに対しまして、3ポツ目、KDDIより、1行目後半、利用者から見た場合の固定電話サービスの提供形態に変化はないため、移行後のメタルIP電話にも引き続きプライスカップ規制を適用すべき。PSTNのIP網への移行後、3行目でございますが、光IP電話の契約が拡大していくことが予想されるため、光IP電話について、プライスカップ規制の対象に加えることも含めて、規制対象とすることを検討すべき。プライスカップ規制の対象を、NTT東日本・西日本のFTTHサービスに拡大することも検討すべきとしております。

一番下のポツでございます。東北インテリジェント通信ですが、プライスカップ規制についてはメタルIP電話と光IP電話を分けて検討すべきという意見がございます。

以上、適正な料金水準の確保（利用者料金規制）についてのご説明でございました。

○山内主査 どうもありがとうございました。それでは前半の議論ですけれども、先ほどのユニバーサルサービスの話と、それから、今、ご説明いただいた適正な料金水準の確保についてということでございますが、これについてご意見あるいはご質問等ございましたら、ご発言願いたいと思います。いかがでございましょうか。

相田委員、お願いします。

○相田主査代理　　今日も途中退席させていただきますので、やや後半の話題にも踏み込むような形で、幾つかご質問あるいはご指摘させていただきたいと思うんですけれども、まず質問としては、先ほどのアクセス回線の範囲についてというところで、すごく細かいことですが、加入者交換機まで、あるいは収容ルータまでという言い方だったんですが、アンバンドルの形式を考えると、加入者からMDFまでではないかなという気がしたので、そこを確認させていただきたいというのが1点です。

それから、ユニバーサルサービス、利用者料金規制のあり方あたりについては、利用者料金というよりは接続料に関してですけれども、固定電話については非常に社会的影響が大きいということで、東西均一料金ということで接続料については行ってきて、それが結局、ユーザー料金についてもずっとそういうことを行ってきたわけですが、NGNについては基本的にそれは課されていないというところで、そういう東西別料金あたりのところの関係というのが一つ論点になるのかなと思っております。

それから、3点目といたしまして、資料で言うと20-2になるんでしょうか、最終的に、どこが最終かよくわからないんですけれども、長期的にメタルによるアクセスというものを、安い値段、1,700円程度で維持していこうということを考えたときに、ごく素朴に言って、光と同じ主端末回線当たり8分岐というのでは、あまり多分安くないだろうということで、何らかの形でもって、主端末回線当たりの収容数というのを増やしていかなきゃいけない。そうすると、多分どこかに集線装置みたいなものを、あるいは純粹に分岐数、今の4分岐、8分岐になっている、その8分岐をもっと増やすというのものもあるかもしれませんけれども、多分どこかでメタルをIPに入れるようなものを、途中で挟むということになるんじゃないかと思うんですね。

だとすると、そこが集線装置で、アクセスはもうそこでおしまいなのかというと、多分そうではなくて、物理的形態でNTTさんのビルまではそういうものが入っていたとしても、それはそういう多重度を上げたアクセス回線として一体で見るべきかなと思いますので、現状追認となるかもしれませんが、あまり理詰めで集線機能あるなしとかいうことで攻めるよりは、NTTさんの最寄りのビルまでがアクセス回線というのが一番すっきりするんじゃないかなと思います。

いずれにしても、ぜひ事務局あるいは事業者さん経由でお願いしたいと思うのは、資料20-2の3ページにあるような、こういうまがりなりにも固定電話相当でやってい

るひかり電話というのが、何でこの値段でできているのかということで、施設設備構成、それから収益状況、多分、実は赤字だけれども、ほかとの関係でやっているということもあるんじゃないかと思うんですけれども、これがほんとうに大々的にサービスとして成り立つものなのかどうかということを考えられるような詳細なデータというのを、ぜひいただきたいなと思った次第です。

以上でございます。

○山内主査　ありがとうございます。この点、事務局、いかがですか。

○藤野料金サービス課長　料金サービス課の藤野でございます。相田先生から、今、ご質問何点かいただきましたけれども、まずアクセス回線の範囲ということですが、この表現がやや拙かったかもしれませんが、MDFまでのところであるというご理解で正しいかと思えます。

それから、ユニバーサルサービス制度というのと、あと接続料の東西均一との関係でございますけれども、接続料は基本的に費用を反映するものという考え方なので、固定電話に係る接続料について、東西均一というのがむしろ暫定的な扱いで行われているのだと理解しております。ですので、原則は、会社が変われば違う料金ということと理解しております。ですので、NGNについても、そういったことになっているものと思っております。

それから、アクセス回線の範囲に関してのメタルIP電話の件、ご指摘いただきましたけれども、基本的にはおっしゃるとおりだと思えました。資料の20-2の9ページ、こちらで言っているのは、まず一番最初の丸は、現状の考え方を言っています。2つ目の丸は、加入電話がIP化していく終着点というんですか、最終的な行き先のところでは、アクセス回線の範囲というのは変わりませんよねということを行っています。

メタルIP電話については、先生からもご指摘ありましたように、NTT東日本・西日本では、集線装置の機能、これによって、要するにノントラフィックセンシティブコストじゃなくて、トラフィックセンシティブになっているんじゃないかとかということをおっしゃられているんだと思えますけれども、こういう視点もあると思えますけれども、ここでは現状から光IP電話に変わっていく中で、加入者宅からそれが收容されるところまでをアクセス回線と、これは最低限のアクセス手段と考えられているので、その考えでいまいしょうと言っているんだと理解しておりますので、先生のご指摘のような形なのかなと思えます。表現の方法等は、また工夫させていただければと思います。

それから、光 I P 電話、これが単独で提供されるときに、3 ページにあるような提供条件でなされているのはどうしてなのかということでございますけれども、ご指摘いただきましたように、こういったところの特にコスト的なデータ等については、しっかり検証していきたいと思いますので、必要なデータの収集も進めていきたいと思います。

ありがとうございます。

○山内主査 相田先生、よろしいですか。

○相田主査代理 はい。

○山内主査 そのほかに、いかがでしょうか。

どうぞ、三友委員。

○三友委員 ありがとうございます。資料 20-2 を拝見して、最初のタイトルがユニバーサルサービスへの影響となっているんですが、私思うに、ユニバーサルサービスへの影響ではなくて、ユニバーサルサービスというのはもう少し独立した政策的な方向性だと思うので、ネットワークがこう変わるからユニバがこう変わるべきだという話にはならないんじゃないかと思うんですね。ユニバを考えるときには、この国にとってユニバーサルサービスとして何が最も望ましいのか。今後のネットワークのあり方を考えたときに、日本のネットワークはこうあるべきだという方向のもとに、ユニバーサルサービスの制度設計というのが行われるべきであろうと思うんです。

私もユニバの委員会に参加させていただいて、確かにもうユニバーサルサービスについては、その定義を含めて、新たに再定義をする時期に来ているとは思いますが、そのときに、何をユニバにするのかということが一番難しい問題なのかもしれませんけれども、もう一つは、先ほどのいつもいただいている資料の 20-1 の 2 ページにあります 3 つの形態、一番左にメタルがあって、一番右に光 I P があるんですが、もし右に行くことが一つの政策の目標であるならば、いつまでメタルにユニバの役割をさせているのかということも、もう一つそこでは議論にならないといけないんだろうと思います。

もし光へのマイグレというのが政策的な一つの方向性であるとするならば、いつまでもメタルを補助の対象にするということにはならないかもしれません。そういうこともあり得るわけですし、もちろんユニバについては、技術中立性のようなものも議論の対象になってくるのではないかと思います。

そういう意味で、もう少しユニバは、このメタル I P 云々の議論に影響されることなく、ユニバとしてのあり方をきちんと検討して、場合によってはメタル I P 電話のよう

な形には、ためにならないかもしれませんが、逆に後押しするような形になるのかもしれませんが、いずれにしても、こういう案が出てきたから、それがどのようにユニバに影響するかではなくて、ユニバはユニバとして独立して、何を我が国のユニバとすべきかということを検討する時期に来ているのではないかなと感じました。

以上でございます。

○山内主査　これについて、事務局から何かありますか。

○安東事業政策課調査官　ご指摘もよくよく踏まえながら、今後の検討という意味では、まずメタルIPの当てはめというところは、実際に2020年に到来するサービスでございますので、これをどのように考えるかという視点は、まず直近の課題でございます。その先、論点に書かせていただきましたとおり、光IP電話そのほかのことについても含めて、「ユニバーサルサービスの在り方、対象」という言い方をして「検討」という表現にさせていただいております。その点も考えあわせまして議論を進めていただければと思っております。

○藤野料金サービス課長　まずどういうサービスを維持するかというところから入るべきだというのは、おっしゃるとおりだと思いますので、表現等も含めて、どういうサービスを維持するために、何を確保すべきなのかと。そのときに、じゃあこれからはどういうテクノロジーでこれが当てはまるのだろうかという思考の順番で再整理したいと思います。ありがとうございました。

○山内主査　よろしいですか。

○三友委員　この国にどういうネットワークをつくっていくかということが、まず根底としてあると思うんですね。ユニバというのは、日本ではミニマムを提供するという概念のもとにユニバーサルサービス制度があるわけですけども、しかしそれが、技術の変化・進歩を阻害していくような制度設計になっていると、これはまずいわけでありまして、将来に向けた我が国のネットワークが早期に実現するような形で、ぜひ制度設計、政策設計をしていく必要があると思いました。

○藤野料金サービス課長　ありがとうございます。そういった意味では、確かに基礎的電気通信役務といったときに、アナログ電話である、あるいはメタルであるという、今、規定の仕方になってしまっているの、そこをもっと、そもそも何を確保すべきなのかというところから入っていくような形の制度見直しの視点を持ってやっていきたいと思

います。ありがとうございます。

○山内主査 ありがとうございます。ほかにご意見、ご質問ございませんか。

どうぞ、酒井委員。

○酒井委員 今のご意見とかなり近いことですが、利用者保護ワーキンググループというところを別でやっておりますと、ISDNの利用者の企業の方なんかの場合に、メタルIPを使った新しいISDNというのはあくまでも過渡的な形態で、最終的には光に移っていくんだと。ただ、当面間に合わないとか、どうしても光がまだ来ていないので仕方ないんですとかいうのが位置づけじゃないかと思っております。

このところでも、メタルIP電話というのがずっと残るようなことというんじゃないくて、とりあえずある程度の段階は仕方ないとか、あるいはどうしても、もちろん無線で提供してもいいんですけれども、なかなか光が来ないので仕方がないとか、そういったところについて何とかケアするためにメタルIP電話があるんだと思いますので、そこに補助するためにユニバの機能を使うのは、ある意味ではあり得るのかもしれませんが、逆に不当にそれを延命するような形にするんじゃないくて、素直に移るようになればいいなとは思っております。

ただ、メタルIP電話そのものは、形態として今のアナログ電話に非常に近いので、とりあえずはその類推という形で、ユニバの範囲も同じにするとか、あるいはアクセスの範囲も同じにするというのは、当然だとは思っております。

○山内主査 どうぞ。

○安東事業政策課調査官 ご指摘ありがとうございます。メタルIP電話につきまして、利用者保護ワーキングでも、先生のご指摘のとおり、暫定的、過渡的であるということを確認した上で、その先の移行へ向けての方策について、代替策も含めて議論を進めております。そういう点も含めまして、資料の中でも、資料の20-2、7ページの検討の視点におきまして、4ポツ目の2行目でございますが、「暫定的に提供されるメタルIP電話」という表現をしているところでございます。こちらはプライスキップ制度の論点の検討の視点でも同様の記載にしております、認識は共通のものを持たせていただいています。

○山内主査 よろしいですか。ほかに。

関口委員。

○関口委員　今の議論、確かにあくまでも真ん中にあるメタル I P 電話は暫定的な位置づけで、行き先としては一番右側のブロードバンドの完成したひかり電話の世界に行くんだらうと私も理解しております。その上で、この暫定的なものがどっち側に張りつくべきかと考えたときには、今回はメタルと全く同じ、ユーザーにとってみると何も変更しないということを、お客様には感じていただくという変更を考えているということを前提にする限りは、メタルの時代の規制をそのまま引き継ぐというのが真ん中の使命なんだらうと私は理解します。

ただ、それはあくまでも真ん中は暫定措置なので、右に行くことの議論を始めなければいけないと思うんですね。その点で言うと、今の議論にあった 20-2 の 7 ページ目の、今、安東さん、4 ポツ目について言いましたが、非常にテーマとして重いのは 5 つ目なんだと思うんですね。

ネットワークの I P 化に伴って、F T T H と重畳して提供される光 I P 電話の意義に鑑みて、ユニバの対象やあり方についても今後検討が必要ではないか。つまり、今、メタルが 2,200、光が 1,800 とお伺いしていますが、この 1,800 万加入のユーザーは既にブロードバンド化をしていて、このユーザーは 525 円プラス 3 分 8 円で、携帯だと高くなるにしても、そういう電話サービスを享受しているわけですね。ただし、その享受は、あくまでもブロードバンド全体の加入が前提でということになっていることなので、電話のみを提供しているところについてはユニバの対象とするというのが現在の仕切りですね。

ですから、そこについて、将来的には光 I P 電話も議論の対象に入れていく必要があるということはわかっています。わかっているんですが、難しいのは、ひかり電話のコスト構造は、今のところ明らかにされていないんですね。あくまでもおまけですよという位置づけだからこそ、525 円、3 分 8 円が実現しているわけですよ。だから、ここについてユニバの議論を始めるときには、ブロードバンドサービス全体の中での光の位置づけが、ほんとうにおまけという位置づけを維持した上でユニバを議論するのかわかということについては、議論しないといけない。だから、議論を始める必要がすごくあると思う。

ただ、今回の議論について言うと、光 I P 電話を議論の中に含めてしまうと、まだ時期尚早な気がするんですね。ですから、メタル I P 電話は少なくとも入れることに私は賛成します。光 I P 電話を今後どのようにしてユニバーサル対象地域にも広げていき、

それをユニバーサルサービスとしていくかについては、早目の議論をスタートすべきだけれども、そこについてはまだお勉強の世界で、コスト構造を明らかにする、モデルの中にどう組み込むかという長い議論をした上で判断をすべきことなんだろうと思います。以上です。

○山内主査 ありがとうございます。何か事務局でありますか。

どうぞ。

○安東事業政策課調査官 ご指摘のとおり、今の4ポツ目、5ポツ目、それぞれの書きぶりについても、そのように認識も踏まえながら検討を進めてまいりたいと思っております。

また、先ほど「暫定的に提供されるメタルIP電話」と申しました。この点につきましても、暫定性はあるというのは間違いございませんが、メタル収容装置がそれぞれいつ維持限界を迎えるのか、メタル回線そのものがいつ維持限界を迎えるかという年限に関しましては、まだ一切情報が出ていないということもございますので、ある一定の年限続く可能性があるという意味では、今のような当てはめというか、制度との関係性を整理していく必要性はございます。こうした点もあわせて、暫定的ではあるという意味での記述をどう整理していくかという側面、一定程度続くという意味での記述の整理というところ、両面を踏まえて整理をしてまいりたいと思っております。

○山内主査 よろしいですか。ほかにいかがでしょうか。

どうぞ、北委員。

○北委員 前回の発言と同じですが、例えば資料20-2の2ページ目、2015年度までのグラフはあるんですが、この先どうなっていくかということが示されていないんですね。当然、これからますます加入電話は減少していきましますし、それに伴って回線接続料は上がっていく。ただ、プライスカップはある。この赤字がどうなっていくのか。ユニバーサルサービスの負担額は、下がることはあっても、上がることはないのでしょうか。そんな規定はないと思いますので、しっかりと先を見て、トータルのコストでみたときに我々はどちらを選択すべきなのかということ、もう少し情報をいただかないと判断しかねるということです。前回と同じことを申し上げております。

○山内主査 ありがとうございます。事務局で何か。

○藤野料金サービス課長 ユニバーサルサービスの交付額、あるいは負担額を決めている大きな要因について、LRICのモデルを用いて、いろいろな前提を置いて、毎年度

このような算定をしておりますけれども、どういう今後のプロジェクションができるか、どのようなお示しができるか、考えてみたいと思いますので、よろしくお願いします。

○山内主査　　どうぞ、井手委員。

○井手委員　　資料20-3で、一番最後のページ、5ページ目の検討の視点というところですが、ここでは主に、プライスカップを課すべきか、光IPにも適用していくかということが議論だと思います。もちろんご承知のとおり、プライスカップというのは、設備というのを独占的に保有していて、既にインフラが整備されていて運用だけというときに、プライスカップは非常に有効に機能すると。そのときに競争が十分進展していれば、もともとリトルチャイルドが言ったように、プライスカップ規制というのは撤廃するというのが考え方としてあったと思います。

この5ページ目のところで、2ポツ目で、市場メカニズムによる価格形成が十分機能しているということが、ほんとうに事実、そういうことがきちんと裏づけられれば、本来、プライスカップ規制というのは、競争に任せて撤廃するというのが考え方としては正しいのだらうと思います。もう既に設備というものは十分に整備されて運用だけの中で、その中で競争が進展しているというのであれば、撤廃するという考え方もあると思います。

一方で、光IPというところについては、ほかの事業者からも、光IPの前提というのはブロードバンドだということで、NTT東西のFTTサービスにも拡大すべきだと、あるいは光IPにも適用すべきだということが書かれております。これについて私は今のところ考えを持っていませんけれども、十分に検討をして、NTT東西のFTTHサービス、あるいは光IP電話に適用するかどうかということは、慎重に検討していく必要があるのではないかと思います。

以上です。

○山内主査　　ありがとうございます。何か。

○藤野料金サービス課長　　先ほどの関口先生のご指摘のところに重なるところがあると思うんですけども、ご指摘いただいたとおりのところはあると思います。これまでのPSTNであれば、例えば基本料、これはアクセス回線の料金ですというのは決まっていたわけですね。ここで、そういった一定の競争原理がなかなか働きにくい部分であると、あるいは市内通話もそういう部分であるという理解のもとに、プライスカップ規制が適用されてきたということがあると思うんですけども、今、ご指摘いただきまし

たように、光 I P 電話といったときには、アクセス回線に加えて、通話のネットワークの部分が、また料金がある。つまり、このアクセス回線の料金と一緒に、データ伝送のデータ通信のところも入っている。これはネットワーク側のところに入っている。ある種、一体的な料金になっているところがあるわけですね。それを今までと同じような考え方でいいのかというのは、よく考えなくてはいけないなと思っております。そういったところも含めて、今後よく検討していきたいと思っております。ありがとうございます。

○山内主査 長田委員、どうぞ。

○長田委員 まず、ユニバーサルサービスの今後というか、将来どうしていくべきかというところにつきましては、その範囲も負担のあり方についても、すごく大きな議論をしていくべきだろうと思っていますし、それは我々がどういうものを望むのかということから始めていかなければいけないんだなと思っていて、その議論はできるだけ早く始めるべきだろうと思っています。

ただ、とまり木的に行われるメタル I P 電話をどう考えるのかということについては、利用者からすれば、全くメタル電話とメタル I P 電話を選べるという状況ではないわけですから、そういう意味では、メタル I P 電話がメタル電話と同じように対象となるというのは、そうあるべきだろうと思っています。プライスカップのところも、多分同じことになるのかなと。とまり木的な部分については、我々に何の選びようもないので、それはそうだろうと。

ただ、今後のことについては、またきちんと別の場所になるのかもしれませんが、ほんとうに我々がユニバーサルサービスをミニマムのものとして考えるのか、もっと大きなものとして考えるのか、そしてそれをどうやって誰が負担していくのかも含めて、きちんと議論するべきだとは思っています。

○山内主査 ありがとうございます。もうよろしいですか。ほかにこの前半のところでも議論ございますか。

それでは、よろしかったら、先ほど申しました後半の一塊に、また入りたいと思えますけれども、次は事務局に、資料の 20-4、それから 20-5、これの説明をお願いしたいと思います。

○安東事業政策課調査官 それでは、後半の資料 20-4 と資料 20-5、一括でご説明申し上げます。

まず、資料 20-4、無電柱化等に伴うメタルアクセス回線の撤去について、ご説明

申し上げます。なお、この資料には一部委員限りとしている情報がございますので、扱いにご注意いただきますとともに、議論の際には言及をお控えいただきますようお願いいたします。

1 ページ目をご覧ください。まず、無電柱化等に伴うメタルアクセス回線に関するNTTの考え方などをご紹介します。

1 ポツ目、NTTは、「固定電話の今後について」という昨年11月に発表した考え方と今回の審議会の提案募集において、固定電話の提供方法等についてもできる限り効率的に提供できるように見直したい。具体例としては、地方自治体等からの要請により無電柱化（ケーブルの地中化）を行うに当たって、メタルケーブルを再敷設せず、光や無線を使って提供したい。また、その際、固定電話に求められてきた高い通話品質基準（遅延条件等）を携帯電話並みに見直したいということを述べております。こうした点につきまして、マイグレーションという観点からどのように考えていくことが適切かということでございます。

2 ポツ目でございますが、その後、前回9月のマイグレ委員会におきまして、メタルIP電話（アクセス回線部分）の品質基準につきましては、現行のメタル電話と基本的に同等の技術基準を適用することが適当と確認されております。なお、その委員会においてプレゼンテーションに対応いただきましたNTT東日本・西日本から、メタルIP電話につきましては、総合品質が150ミリ秒未満となっているところが、変換装置、相互接続ルータ等が入ることにより、現場では152ミリ秒というお話もございましたが、若干厳しいハードルになるかもしれないと述べつつ、基本的には現行のメタル電話と同等の品質を目指すという意見が表明されております。

この点から、上記の2つの例、地方自治体の要請により無電柱化を行う場合に、二重投資を避けるという観点から、改めてメタルケーブルを敷き直さず、光や無線を使って提供するというケースと、携帯電話並みに技術基準を見直すという点のうち、今回は前半のみについて、この後、ご説明や整理をしていきたいと思っております。

2 ページ目をご覧ください。無電柱化に関する現状と取り組みについて、ご説明をいたします。無電柱化自体は、「日本再興戦略」、「国土強靱化基本計画」などにより、政府の方針として位置づけられております。特に景観の向上、対災害性の確保等の観点から、政府全体で推進しているものでございます。

右下の棒グラフをご覧ください。国内の無電柱化の整備延長の推移でございますが、

5カ年計画を中心に第5期まで計画的に推進し、現在は、2009年以降、無電柱化に係るガイドラインに基づいて、年平均325キロメートルの幅で無電柱化が進められているという状況でございます。他方、その下の電柱の立地状況につきましては、3,552万本ということで、1年間について7万本ずつ増加をしているという状況でございます。

3ページ目をご覧ください。これに対しまして、NTT東日本・西日本による無電柱化、既設の光回線・メタル回線の地中化の取り組みについて、ご紹介いたします。NTTは、道路管理者や地方自治体の要請に応じまして、電柱に添架している既設の光・メタル回線、各種設備について地中化をする取り組みを、以下のように進めております。委員限りのデータでございますように、単年度で見ると、このような距離数になってございます。

この具体例としては、下にある2つの例でございますが、まず左側の下の例で、青森市でございます。国道7号、黒い太い線で無電柱化を進めているという紹介です。これは見にくい図でございますが、右側に、青森市、青森県庁の中心地がございます。左側に東北新幹線の新青森駅がございまして、その間の目抜き通りの無電柱化のケースでございます。右の下の図につきましては山形市の例でございますが、国道112号沿いの共同溝を設置する無電柱化の取り組みでございます。このように、無電柱化の例としては、繁華街、目抜き通り、または国道といったところが多い傾向にございます。

4ページ目をご覧ください。次に、NTT東日本・西日本による無電柱化のイメージでございます。無電柱化に当たりましては、上の段から下の段の絵に変わるわけでございますが、例えば上の段で言う、電柱に添架されているメタル・光のケーブルの撤去で、下の段の、ケーブルの管路部への埋設、さらにはケーブルに敷設されておりますクロージャの地下空間への埋設、さらにはケーブルから引き込みケーブルが家に続いておりますが、これを地下の管路部から引き上げる、そのような地中化の取り組みをする必要がございます。この点について、地中化に伴って一定程度発生するこのコストを、固定電話の提供の効率化の観点から、メタル・光の両方にかかるか、それともこの際、光や無線にするかということ、議論として求めているところでございます。

5ページ目をご覧ください。その無線の例といたしまして、冒頭、無線の利用という考え方がNTTより示されておりますが、一つの例として、アクセス回線における無線利用の事例をご紹介いたします。

NTT東日本・西日本が提供するサービス例といたしましては、以前のサービスでございますが、BフレッツのワイヤレスアクセスタイプというFWAサービスがございます。こちらは下の図にございますとおり、マンションの近傍の電柱まで光ファイバーが来て、そこからFWAシステム、無線のシステムを利用して、上り32Mbps、下り46Mbpsを最大とする帯域を、マンションやビルの利用者に提供するというサービスでございます。こちらについては、NTT東日本においては2009年に提供終了、西日本においては2017年11月に提供終了予定でございますが、このようなサービスが一つの例としてございます。

また、無線を利用するFWAアクセスサービス全体といたしましては、右の点線の囲みにございますとおり、2016年6月末で6,194契約、5年前から比べて4割の減少が示されているところでございます。

こういう点を踏まえまして、6ページ目の検討の視点でございます。まず1ポツ目、無電柱化の取り組みは、景観の向上、対災害性の確保の観点から、政府全体で推進しております。また、電気通信事業者におきましても、地方自治体等からの要請に応じて無電柱化を進めているところでございます。

2ポツ目、こういう点でNTT東日本・西日本からは、都市計画、まちづくりの一環で、地方自治体から通信回線を地下へ移設するよう要請される場合に、メタル回線を改めて敷設せず、光や無線を使って提供する旨の希望が示されております。

3ポツ目、これにつきましては、無電柱化は今後も着実に進められ、地方自治体からの地中化の要請も増加するものと見込まれますが、現時点での整備希望、対象地域は、まだ限られているということ。また、現在ユニバーサルサービスの対象である加入電話、メタル電話の提供を利用者が希望した場合には、当該電気通信事業者は、その適切、公平かつ安定的な提供に努めなければならないとされていること。また、技術基準につきましては、メタルIPについても、メタル電話、光IP電話と基本的に同等の基準を適用するということが確認されたことに留意する必要があると考えるがどうかとしております。

4ポツ目で、NTTがこのようなサービスの要望を出しておりますけれども、この委員会に先立ちまして、NTT東日本・西日本に具体的なサービス内容はありますかという点を確認いたしましたところ、無線を利用する形態としてはさまざまな方法が考えられますが、現時点で、設備構成を含め、具体的な提供方法を決めて計画しているもので

はないという回答が示されているところでございます。

最後のポツでございますが、こうした点を踏まえ、メタル回線を再敷設せず、光や無線を使って提供する電気通信サービスの可否について、無電柱化を契機として検討することは現時点では適切ではなく、光 I P 電話等への移行が進み、無電柱化が一定の規模・地域に拡大するとともに、N T T の提案する電気通信サービスの具体的内容や設備構成などが示された段階で、改めてその妥当性・必要性等について検討することが適当ではないかと整理をさせていただいているところでございます。

7 ページ目をご覧ください。主な意見でございます。N T T の意見は先ほどご紹介しましたので省略いたします。

3 ポツ目、K D D I の意見です。固定電話については、音声サービスのみならず、ファックス、決済、監視などのためのネットワークとして利用されている。2 行目、これらのサービスは携帯電話網では品質が確保できず、提供が継続できない。ユニバーサルサービスである N T T 東日本・西日本の加入電話について携帯電話で代替するとした場合、利用者に著しい不利益を与える。一番最後の行から 2 つ目ですけれども、まずは N T T 東日本・西日本が無線の利用を必要とする理由や、具体的にどのような技術・システムを利用することを想定しているのかを明確にすべきという意見でございます。

続きまして一番下のポツで、ケイオプティコムからの意見でございますが、固定電話の重要性に鑑み、固定電話の技術基準を携帯電話並みに見直すことに反対。現状の品質を維持するためにも、無電柱化に当たっては優先で対応すべきという意見でございます。

次の 8 ページの 1 ポツ目、ソフトバンクからでございます。N T T 東日本・西日本の想定する無線の具体的利用形態が想定できないため、まずは N T T 東日本・西日本が想定する利用形態を明示いただき、検討を行うことが必要としております。

また、3 ポツ目、B B I X からでございますが、2 行目、I P 電話の特性を踏まえつつ、過疎地域への無線によるサービス提供も考慮した基準となることが望ましいという意見がございます。

また、4 ポツ目、テレサ協でございますが、I P 網への移行とアクセス回線の技術基準の見直しは、本質的に別、切り離して議論したほうが良いということでございます。

以上、主な意見でございました。無電柱化については以上でございます。

続きまして資料 2 0 - 5、N G N の県間伝送路の役割について、ご説明を申し上げます。マイグレーションに伴いまして、I P 網である N G N の利用形態が変わっていくと

いう点について、どのように捉えていけばいいかという論点でございます。

1 ページ目をご覧ください。まず、NTT東日本・西日本の業務イメージをかなりざっくりとお示したものが、以下の図になります。少しわかりづらいものですが、2 ページ目でご説明する制度的措置等を踏まえながら、NTTは、青字で示した矢印、本来業務である同一県内に閉じた通信サービスに加えまして、赤字や緑、オレンジ色で書いた、それ以外の通信サービスも提供している、さまざまな通信サービスを提供している状況を、確認させていただきたいと思っております。

このように、NTTの本来業務である県内に閉じた通信サービス以外のサービスも提供している状況について、2 ページ目で法的な状況をご説明させていただきます。

1 ポツ目でございます。NTT東日本・西日本は、「地域電気通信事業を営営することを目的とする株式会社」とNTT法第一条に定められております。地域電気通信業務とは、同一の都道府県の区域内における通信とされております。

2 ポツ目につきまして、NTT東日本・西日本は、この地域電気通信業務等に加えて、一定の要件を満たせば、総務大臣への事前届出を行うことにより、地域電気通信業務等を行うために保有する設備、技術、職員を活用して行う業務、活用業務を行うことが可能となっております。こちらが、下の右の緑の、2001年NTT法改正（活用業務の導入）という段でございます。

背景として、インターネット等の急速な普及に伴い、電気通信分野における環境が大きく変化しました。こちらに対応する観点から、下の①として、地域電気通信業務、本来業務の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがないこと、②として、電気通信事業の公正な競争の確保に支障を及ぼすおそれがないことを確認し、NTT東日本・西日本がその設備を使って県間業務などを行うことを認可する制度を設けたものでございます。これによって、県内業務から県間業務等への業務の提供が可能となったというものでございます。

3 ページ目をご覧ください。こうした本来業務を超えた活用業務を行う代表的な例を、幾つかご紹介いたします。まず地域IP網、NGNよりも一つ前の地域IP網の県間通信に係る活用業務について、フレッツサービスの広域化、2003年の認可についてご説明いたします。

こちらにつきましては、4つあるポンチ絵のうちの上の2つでございますが、当初、NTTの地域IP網は、県内ごとにつくられているIP網でございまして、インターネットサービスプロバイダーは、NTT地域IP網につなげようと思うと、各県で接続す

る必要がございました。これにつきまして、各県へつなぐということの負担に対しまして、ISPからも、1カ所での接続の希望というものも出てまいりました。こういう点を踏まえまして、1カ所での地域IP網全体の接続の提供形態が考えられました。

そうなりますと、右の上の絵にありますとおり、地域IP網同士をつないでパケットが県間伝送を通るということになりますので、この点につきましてNTT東日本・西日本より活用業務の認可申請がございまして、右下の緑の3条件を付した上で活用業務として認可しております。県間伝送路に関しまして、ダークファイバー等の利用に係る料金条件を作成・公表、調達先の手続に関して公正性・透明性を確保するなどの条件がございます。

続きまして4ページ目をご覧ください。NGNの県間業務に係る活用業務でございます。2008年でございます。こちらは、NGNをサービス展開していくに当たりまして、県内に閉じない日本全体でネットワークを構成しているネットワークであることに鑑みまして、必然的に県間の部分も通信が織り込まれているという点に鑑みまして、県間通信の活用業務、料金設定、または役務提供に関する活用業務の申請がなされたものでございます。

こちらにつきましても、右の8つの条件を付した上で、これを認可しているところでございます。①にございますように、接続ルールに従ったオープン化措置を講じる。また、⑤にございますとおり、県間伝送路について、オープンな利用や公平・透明な調達手続を確保するといった条件でございます。

続きまして5ページ目をご覧ください。このような活用業務について、2011年のNTT法改正によりまして、認可制から届出制に緩和をされているものでございます。この今の活用業務の審査につきましては、先ほども申しました地域電気通信業務の円滑な遂行及び電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内に限り営むことができるということでございますので、これを確認するためのガイドラインを下記のとおり設け、7つのパラメータということで、ネットワークのオープン等のチェック事項を設けながら、個々のサービス提供につきまして判断をしているということでございます。

続きまして6ページ目で、直近の例といたしましては、フレッツ光ネクストの卸電気通信役務の県間通信に係る活用業務でございます。2014年12月の届出でございます。2015年2月から、FTTH、フレッツ光ネクスト及びひかり電話等の卸売サービスの提供を開始することに伴い、電気通信事業者に対して県間通信を卸電気通信役務

として提供する業務等を、活用業務として届け出ております。この届出において、先ほど4ページ目でご紹介しましたNTT東日本・西日本の条件、具体的措置、講ずる措置という条件に加えまして、新たにサービス卸の提供に係る料金その他の提供条件の適正性・公平性、一定の透明性の確保等の措置も、追加で求めることとしております。

この下の図にございますとおり、サービス卸の右のポンチ絵でございますけれども、NTT東日本・西日本のネットワークそのまま電気通信事業者に卸していくというときに、そこに含まれる活用業務、県間での業務についての提供も含まれますので、この点について届出で確認がなされたものでございます。こうした活用業務により県間伝送、県間業務が進められているという現状のご紹介とともに、続きまして、これはネットワークの今後の変更と変化に伴いまして、その位置づけがさらに変わっていくという点をご紹介しますと思います。

7ページ目、IP網への移行に伴うNGNの基幹的役割、その変化についてご紹介いたします。確認の2ポツ目でございますが、この下の絵につきましては何度もご紹介しているものでございますが、現行制度上、NGNは、県内通信に係る設備については、アクセス回線、光回線と一体として設置される設備であり、第一種指定電気通信設備に指定しているところでございます。県間伝送路に関しましては、指定電気通信設備に指定されていない状況でございます。こういう状況において、IP網への移行に伴い、下の図のとおり、メタルIP電話もNGNに収容されることになることから、NGNへの他事業者の依存性が強まると考えられます。

8ページ目をご覧ください。こうした中、ネットワークの変化の1つ目として、現在、情報通信行政・郵政行政審議会で、優先パケット識別機能、NGNの一つの機能のアンバンドルについて議論いただいているところでございますが、こちらが実現しますと、フレッツ契約の上で競争事業者が音声電話サービスを提供できるようになります。

その際の流れをこのネットワーク図でお示いたしますと、ネットワーク図の右側半分でございますが、その下、光と書いてあるユーザーから呼が発信された場合に、ずっと収容ルータ、中継ルータと上がっていきまして、斜めの灰色の線を経由して、ゲートウエールータ、右上の茶色のルータがございまして、ここを経由して、VNE事業者の網を通して接続事業者のネットワークにつながり、接続事業者のユーザーにつながっていくという流れが生じます。この流れを見ておきますと、灰色の部分、県間伝送路という斜めの線を使うことになってまいりますので、この点、競争事業者においても、新たに

音声呼を県間伝送路を通して疎通するという変化が生じてまいります。

続きまして9ページ目をご覧ください。2つ目の変化といたしまして、2025年のIP網への移行に伴うコア網の変化のイメージをご説明いたします。左半分が現在の例です。右半分が2025年ごろの姿です。

左半分の上の絵でございますが、この黄色い点々で書いてあるものは、まず事業者Aのユーザーと、一番右下のNTTのC県でのユーザーの通話を疎通させるケースを書いております。この場合、事業者Aのユーザーから入った呼は、A県の二重丸、これはNTTのIGS接続機能の点でございますが、ここまでワンタッチをして、ここからNTTのネットワークに入るのではなく、いろいろな事業者が提供しております中継伝送路を通りまして、NTTのC県にいるユーザーに一番近いところの黄色のIGS接続点にまで呼が飛んでいきまして、そこからNTTの県内のネットワークに入っていくという経路をたどります。この結果、NTT内の青い線で斜めに書いております県間伝送路に相当する部分についての流れはございません。

左の下の図をご覧ください。こちらは、例えばNTT東日本内、A県とC県のユーザーの電話の疎通でございますが、この点で見ますと、A県のユーザーから発せられた点々からC県のユーザーに発せられた呼につきましては、NGN内の県間伝送路を通過して伝送されるという状況でございます。

このように、今は、競争事業者、他事業者のユーザーから発せられた呼がNTTのユーザーに入っていく流れと、NTT内ユーザの流れが異なっておりまして、県間伝送路が使われる使われないという関係がございますが、2025年ごろ、IP網同士の直接接続が始まり、それによってハブが集約され、全体のつなぐポイントが集約されていきますと、これは電話を繋ぐ機能等ワーキングで議論しているものでございますので、若干専門的なものを割愛して書いてございますが、右の絵にありますとおり、事業者Aのユーザーは、この電話をつなぐ機能と真ん中に赤字で書いているポイント、現在2カ所という議論がございますが、その2カ所へまず呼を飛ばして、そこからNGNに入ります。そして、NGN内の県間伝送路を通過して、C県なりA県のユーザーにその呼をつないでいくということになりまして、これまでの左上のように、競争事業者の県間伝送路を飛ばして、NTTのNGNとしては県内しか通らないという構造とは変わります。必ず県間伝送路を通るという構造が変わります。この点で、ネットワークの変化による県間伝送路の位置づけが変わってくるということでございます。

10ページをご覧ください。こうした点を踏まえまして、検討の視点を整理させていただきました。1ポツ目でございます。NTT東日本・西日本のNGNの県間通信に係る設備は、現行制度上、アクセス回線と一体として設置される設備であり、第一種指定電気通信設備に指定するところでございます。他方、県間伝送路は非指定設備となっている状況でございます。

2ポツ目、IP網への移行に伴い、NGNへの他事業者の依存性は強まり、NGNへの接続において、県間伝送路は不可避免的に使用されることとなるとしております。

3ポツ目で、電話サービスにおけるNGNの県間伝送路につきましては、これまで専ら光IP電話に係るNTT東日本・西日本ユーザー同士の通話の疎通が、NGN内の県間伝送路を経由しており、その他の競争事業者ユーザー同士、競争事業者とNTT東日本・西日本ユーザー間での通話は、中継伝送路を経由して疎通しているため、NGNの県間伝送路を経由することはないという状況でございます。

しかしながら、4ポツ目で、優先パケット識別機能などのアンバンドルが実現しますと、競争事業者がNGNの接続機能を利用して提供する音声役務のトラヒックは、NGNの県間伝送路を不可避免的に経由し、NTT東日本・西日本のユーザーに疎通するようになります。

11ページをお開きください。1ポツ目、さらには、もう一つの変化として、PSTNからIP網への移行に伴うNGNを取り巻く状況変化として、今後、メタル回線とNGNを組み合わせ提供されるメタルIP電話、また、もともと光とNGNを組み合わせ提供される光IP電話が、NGN上でともに提供されることになるため、NGNがアクセス回線と一体として設置される設備としての重要性、基幹的役割が強まること。

2つ目、NTT東日本・西日本の県間のユーザー同士の通話の疎通は、今後、メタルIP電話を含めて、NGNの県間伝送路を経由して行われるようになること。

3つ目、他の事業者がIP網同士の直接接続を前提とした電話をつなぐ機能を介して接続し、同機能を提供するPOIの設置場所・箇所数が、現在の各県単位のPOIと比べて2カ所という形で集約・制限されると、今後は、競争事業者ユーザーと、現在の固定電話サービスにおいて相当規模のシェアを占めるNTT東日本・西日本ユーザーの間での通話の疎通において、NGNの県間伝送路の依存性が強まることが考えられるのではないかとしております。

最後のポツですが、以上を踏まえ、NGNの県間伝送路について適切な規律を課すこ

とにより、NTT東日本・西日本が活用業務で利用する当該設備を競争事業者が利用するに当たっての料金その他の提供条件に係る適正性・透明性等を確保し、利用者利益を確保していくことが適当ではないかとしているところでございます。

12ページをご覧ください。主な意見でございます。1ポツ目、NTTより、県間伝送路は多くの事業者が自ら敷設しており、これを持たない事業者も現にNTT東日本・西日本以外から調達していることから、NTT東日本・西日本の県間伝送路にボトルネック性はない。そのため、NTT東日本・西日本のIP網、とりわけ県間伝送路については、指定電気通信設備の対象とすべきではないという意見がございます。

これに対しまして、ソフトバンク、BBIXより、NGNの最大の問題点の一つが県間ネットワークのコストの高止まりであるという指摘がございます。また、3ポツ目、同じくソフトバンクから、3行目、県間伝送路については、移行後のネットワーク全体の構成を踏まえた上で、現行制度や各種規制に照らして、その利用について十分な検討が必要という意見がございます。

以上、NGNの県間伝送路の役割についてでございました。

○山内主査 どうもありがとうございました。後半について議論を始めたいと思いますけれども、今ありましたように、無電柱化に伴うメタルアクセス回線が撤去されてしまった場合どのようにするのかということと、NGNの県間の伝送路のかかわりということとでございます。どちらでもご意見とかご質問とかありましたら、ご発言願いたいと思いますけれども。

どうぞ、北委員。

○北委員 無電柱化の資料20-4の5ページ目に、FWAを使ったサービスの事例があります。事務局でご存じでしたら教えてほしいのですが、既に東日本では提供が終了されている。西日本でも終了予定。この理由には幾つか考えられると思います。例えばFWAの機器をつくるメーカーがいなくなったとか、あるいは、光ファイバーが細くなったり曲げられるようになって、引き込めるようになったとか。

また、提供を終了するという事は、何か代替サービスを提供しなければならないと思うのですが、撤去するという意味ですか。どういう対応をされているのか、もし事務局でわかれば教えていただきたい。

○安東事業政策課調査官 このワイヤレスアクセスタイプというのは、当時、光ファイバーがなかなかマンションやビルに入らずラストワンマイルが問題となっていた時期に、

代替的に、それを埋めるサービスという位置づけもありまして、近傍電柱から無線を飛ばしてブロードバンドサービスを提供するという性格もございました。

これにつきましては、北委員もご指摘のとおり、その後、VDSLを含めた光ファイバーが、マンションやビルにも大分入ってきたということもございますし、また、NGNを利用したフレッツ光サービスも出てまいりましたという点もございます。また、下り最大46Mbpsということもございますので、技術的な制約も相まって、だんだん利用数も減ってまいりましたということもあり、提供終了に至ったものでございます。光ファイバーが入ってきたという点や、フレッツ光が提供されてきたという点で、代替するサービスも出てきたということもあわせて、このような状況になっていると認識しております。

○山内主査 よろしいですか。

○北委員 自治体等から無電柱化を要請された場合のコストというのは、どういう負担になっているのですか。これも、もしおわかりでしたら。

○安東事業政策課調査官 承知している範囲でご紹介いたしますと、2ページ目をご覧ください。資料20-4の2ページ目でございます。無電柱化はさまざまな方式ございまして、下の図の左側に、4つの方式のポンチ絵が描いてございますが、その中で自治体管路方式というのが、自治体が要請するケースの典型的な例でございます。

この場合、管路設備の材料費及び敷設費を地方自治体が負担し、残りを電線管理者が負担するということございまして、いずれにせよ、全てを負担することではありません。一定の割合を地方自治体が負担するというので、残りは電力事業者、電気通信事業者、その他電柱に添架している設備を持っている事業者での案分ということになってまいります。

○北委員 当然、電柱を撤去する、電線を撤去する、そういう費用も一部しか持ってもらえないということですか。

○安東事業政策課調査官 この点はケース・バイ・ケースと聞いておりまして、例えば国道のケースで申しますと、道路管理者が自分たちの防災の観点から実施するケースと、共同で合意に基づいて各事業者と実施するケースとがございます。そういう点で言うと、どこまで電柱そのものの費用を持つかどうかというのは、そのケースごとによって変わってまいります。基本的には、全部持つというケースはあまり多くはないと聞いております。

○山内主査 よろしいですか。そのほかにいかがでしょうか。

- 酒井委員　先ほどの北委員の質問にも絡むんですけども、まず第1点、例えばFWAは光が入るようになったのでサービスが終了したということはよく理解できるんですが、もしどこか光が入らないところでFWAが残っていたとすると、これはNTTは撤去できないんですか。それとも、それでも撤去できる。どちらのルールだったんですか。
- 安東事業政策課調査官　こちらは先ほどの音声通信とは異なるものでございますので、撤去する・撤去しないという点に関して、例えばユニバーサルサービスの対象になっている・いないといった理由で撤去できないということではないと認識をしています。
- 酒井委員　実行上は多分問題なかったんでしょうけれども、どうしても光が入らないときに、FWA残さなきゃいけないという義務があるわけではないわけですね。
- 安東事業政策課調査官　はい。
- 酒井委員　それと絡むんですが、いろいろなところで、例えばOABJと基本的に同等な技術基準、結構だと思うんですけども、もし例えば光がもう入るのに、この無電柱化もそうですけれども、どうしてもメタルを使いたいとか、光が嫌だとか、そういう方がもしいらっしまった場合に、無理やりそのためにメタルを、という話はありませんので、例えばそういう場合には少し、今すぐこの基準をどうのこうのという話ではないんですけども、例えば携帯電話の基準でもある程度仕方ないとか、そういった余地も、将来的には残してもいいのかもしれないなという感じはしました。
- 安東事業政策課調査官　検討の視点にございますとおり、問題提起をした後の具体的な進展がまだ見えていないということがございますので、一旦この議論を先送りという部分もございますが、いろいろな視点踏まえながら、また具体的なサービスを見ながら議論をしていかなければいけない部分はあると考えております。
- 山内主査　ほかにいかがですか。特に大きなご意見はございませんか。よろしいですか。何か事務局から。
- 安東事業政策課調査官　せっかくの機会ですので、もしよろしければ、それぞれの委員の方々からご意見をいただくと、今後の整理のためにも大変ありがたいと考えております。
- 山内主査
　　長田委員、どうぞ。
- 長田委員　無電柱化に伴ってメタルを再敷設しないということがもし行われた場合は、

それは今までメタル回線を使っていたユーザーから見ると、巻き取られるというか、光に移行を強要されるというか、そういうことになるんだと思うんですが、先ほどのご説明を伺っていても、この無電柱化というのがすごくたくさん行われているというわけでもないのだとすると、何か急に今、メタルからの巻き取りを無電柱化を理由にされるというのは、まだ時期尚早なのかなというのがあります。それが光でやるのか無線でやるのかという話あるのかもしれませんが、そのことと通話品質基準の話というのが、今、ここでそれを機会にどうこうされるものでもないのではないかという、この事務局の整理には私は賛成です。

○山内主査 ありがとうございます。ほかの方のご意見、いかがですか。

どうぞ、三友委員。

○三友委員 素人質問で恐縮ですけれども、県間伝送路に関して、NTTとその他の事業者の間の見解の相違というのが随分あるように感じるんですが、この県間ネットワークの部分に関して、コストを開示しようといったって、これは無理だと思いますし、情報の非対称性がまさに働く部分だと思うんですけれども、競争を導入するような枠組みというのは取り得ないものなんでしょうかというのが私の質問でございます。

○山内主査 どういった部分。

○三友委員 県間の部分ですね。県間伝送路部分というのは、これはもう一体的に常に存在するものであって、そこに競争というものは導入し得ない性質のものなんでしょうかというのが、私の質問でございます。

○藤野料金サービス課長 今、ご覧いただいている資料20-5の8ページをご覧くださいますと、県間伝送路ということになると思いますけれども、例えば、今回ご提案申し上げている省令改正案でのアンバンドルを実現した場合、右側がNTT東日本ですけれども、こちらの端末から県内伝送路を通して各県ごとの中継ルータに行って、先ほど安東が申し上げたように、右上に行くわけですね。そこからほかの事業者のネットワークに入っていくという形で、県間伝送路を使った、そして足回りはNGNを使ったサービスを実現できるような形、この機能が使われれば、そういったものもできるのかなとは思いますが。

今回、この県間伝送路で議論されているのは、そういったサービスの競争はある一方で、NTT地域会社の県内の伝送路というか、県内のNGNの部分、ここと接続するために、POIが集約されてしまうのであれば、県間伝送路、ここを使わなくてはいけな

くなるということですね。そういう意味での条件は、きっちり透明性・適正性というのを確保していこうかという議論だと思うんですね。

こういうのも使いつつ、県間伝送路を使ったほかの事業者の競争というのはできるようにしていかないとといけないということで、今回のご提案申し上げているような形なども含めて、NGNをほかの事業者が活用できるような形というのを模索していきたいなど、そのように思っているところでございます。

○山内主査　ありがとうございます。これ、乗った競争はできるけれども、このところは結構独占的になっちゃいますね。ということですかね。そのほか、いかがでしょうか。

どうぞ、関口委員。

○関口委員　今の2-5の議論で言うと、県間伝送路の高止まり問題をどうするかという議論が、この11ページ目の一番下の丸のところの、適切な規律を課すという非常にざっくりとした表現になると思うんですが、具体的にここはどういう規律になるのかわかりにくいんですけども、12ページ目の主な意見のところを見ても、真ん中のソフトバンク、BBIXなんか見ても、県間ネットワークのコストの高止まりが課題なんだということになるわけですね。

ただ、さはさりながら、この県間伝送路の所有者が、必ずしも唯一特定の会社で存在しているわけではなくて、競争事業者の中から選ばれている。メインはNTTコミュニケーションズさんなのでしょうけれども、ほかにも存在するというのを考えると、設備指定のような厳しい条件は課しようがないというのはわかりますよね。どういう規律なんだというのと、ここは何らかのコストを下げる要因を取り込みたいというニーズまでは理解できるんですが、どのような手法を考えていらっしゃるのかについて、少しご説明いただけると助かります。

○藤野料金サービス課長　今、先生ご指摘いただきましたように、この県間伝送路は、NTT東日本・西日本が設置している部分、それからそうでない部分というのがいろいろまざっているということなのかなと思っておりますけれども、何にしても、このNTT地域会社の県内の指定設備と接続するには、必ず経由しなくてはいけないわけですね。ですので、そういったことから、この県間伝送路の接続料ということになると思うんですけども、あるいは提供条件についてメニュー化して、それから、その原価の算定根拠なりが見えて、その適正性が確保されるようなやり方というのを制度的に検討し

たいと思っております。

○山内主査 具体的にどこまで厳しくというか、するかと。4月から電気料金自由化されて、電気料金だと託送料金というのがネットワーク使うのにありますけれども、あれだとかなり厳しく、完全に独占ですから、やるわけですが、これはそういうわけでもないで、その辺のやり方、手法というのは、またこれから検討されるのかなと思います。そのほか、いかがですか。

どうぞ、井手委員。

○井手委員 先ほどの無電柱化のことですけれども、資料の20-4の6ですけれども、考え方としてはよくわかりますけれども、ここの最後のところで、無電柱化を契機として検討することは現時点では適切ではないという、このように書かれてはいるんですが、検討するべきではないかなと。

というのは、一定の規模に達したときには、もう既に光ファイバーと、それからメタルが並行して二重に敷設されるわけですから、無駄な投資というのを既にかなりやっているという状況で、そこで考えるというよりも、これから無電柱化がいろいろ出てくるのでどうすべきかというのは、もちろん無線で利用するというのが具体的な方法が分かっていないということですが、設備構成どうするのかというのは検討をするというのが、初期の段階で必要なのではないかなと私は個人的には思います。

もちろんヒアリングのときに、無線を使うということ、無線事業者の設備を借りるとかという批判が出てきたりしていましたが、無線を使うのかどうかということも含めて、現時点で適切ではないというよりも、現時点で検討すべきではないかなと個人的には思います。

○山内主査 これ、かなりまだ小さいけれども、二重化という問題が出てくるということで、必ずしも先延ばしにするのがいいことかどうかということで。いかがですか。

○安東事業政策課調査官 この点につきましては、「現時点」というのは、去年の11月のNTTの提案も踏まえ、審議会で議論をしている「この段階」においてということがまずございます。ここの後段で、光IP電話への移行が進み、無電柱化の一定規模、さらにNTT側でのサービスのイメージ、設備構成が見えたらというところは、複合要因ではございますけれども、5年後、10年後というよりは、むしろおっしゃるとおり、無電柱化は進んでいるという状況もございますので、例えば光で言うと、ユニバーサルサービスのところで紹介いたしました光IP電話の単独提供ということが、この無電柱

化に当たって光だけ残すとした場合の一つの選択肢になるのではないかと思いますし、そのような具体的なイメージというものを、無線についても、先ほどのBフレッツ、ワイヤレスアクセスタイプはやめていくという中で、それではどのようなサービスが想定されているのかというものが示されながら議論をしていく必要はあるのだろうと思っております。ただ、如何せん今議論を進めていただいております審議会のこの段階においては、その材料はまだ十分ないのではないかとこのことを申し上げております。その意味では、情報があることを前提にしたいというところがございます。

○山内主査　今の段階では、まだまだ次のビジョンがわかっていない段階では、なかなか決めづらいんじゃないかと、そういう意味ですかね。もう少し将来を見通せたときにやるべきではないかという、こういうことで、別に先延ばしするというイメージじゃなくて、もう少し情報があつたときにやったほうがいいんじゃないかという。

全体を通じて、何かご発言ございますか。どうぞ。

○三友委員　個人的に、離島の教育環境の改善とかそういったことを、ICTを使った教育等のお手伝いをしていることもありまして、そういったことから申し上げるんですが、光がない地域って、まだあるんですね。光が来ていない。光が欲しいんだけど、そこがないという地域が、まだ正直言ってあります。

今回のメタルIP電話は、これは基本的に音声というものを前提としたものであったとしても、この形態が認められて、しかもユニバの制度も形態的に変わらないんだからそのまま使えばいいじゃないかということで真ん中の形が導入されたときに、逆に今度、一番右の光IP電話のサービス形態に移動するインセンティブというのが何なのかというものがよくわからないんですね。

以前は、この3形態のうち、一番左から一番右に行くということを前提にして全体が動いていたわけですが、まだ光が来ない地域も当然あるわけでありまして、光を欲しがっているところは当然あるわけですね。そうすると、電話に関してはIPだから、もうこのまま行きますよ、要するに光が逆に行かなくなると。もうちょっと先になるかもしれないですねというような危惧が何となく感じられるんですけども、一番右に行くようなインセンティブというんでしょうか、もちろんこれはNTTの中での企業努力というのも、これは非常に大きいと思うんですけども、政策の中でも何らかのインセンティブを付与していかないと、何か真ん中で安定してとまってしまっ、いつまでも右に届かないで、結局そうしたことで不便を受けているのは、地方の、人口が減少したり、

そういう地域なわけですね。

ビジネスですから、なかなか難しいところもあるんですが、政策はそのところを補わなければいけないわけでありまして、一番右に移るような形の政策形成というのを、ぜひお願いしたいなと思います。これはこの会議だけで済むものではないかもしれませんが、ぜひ総務省として、そういった努力をしていただきたいなと思っています。

○安東事業政策課調査官　まず、光の提供エリアの拡大という物理的な面について申しますと、現在、一定の予算を持ちながら、そういう展開への支援ということを行っているところでございます。

また、メタルIPから光IPへの移行がどう進むか、またインセンティブについて申しますと、強制的に移行するというには必ずしもなりません、光IPの世界の魅力を高めていくということにより自発的な移行・選択が進むということも、一つ重要な要素ではないかと思っております。

そうしますと、例えば政策面で申しますと、競争政策として多様なサービスを提供できるような環境をつくっていく。一つにNGNについては、いろいろな機能のアンバンドルをすることによる多様なサービスの提供可能性をつくっていく。また、今、進めております加入光ファイバーの接続料の低廉化という動きもございます。こういうものを政策的に継続的に行いながら、いろいろなサービスが多様な事業者さんによって提供されることで魅力的なサービスのあり方が見えたときにユーザーの移行が進むということも、また政策的には考えていかないといけないとは認識をしているところでございます。

○山内主査　ということで、ご意見を賜ったという形になりましたので、よろしく願いします。

○関口委員　ブロードバンドのユーザー料金がどこまで下がってくるかによっては、下がり方によっては、音声だけの料金とそう変わらないところまで落ちてくると、ブロードバンドに手を出そうかなという人たちが増えてくるという可能性はありますよね。

ただ、例えば私の母たちを見ていると、電話以外触るのは嫌よという人たちがまだ存在するというのも事実ですので、その人たちがブロードバンド行くかという、絶対そうはならない。ある一定層、80、90の方たちがいらっしゃるということも事実なので、電話だけのサービスということが、しばらくはまだ続くんだと思うんです。少なくとも携帯含めて電話離れがものすごい勢いで進んでいるし、若ければ若いほどですね、そういった年代別のユーザーニーズを取り込みながら、ブロードバンド自体のユーザー料

金の低廉化を促進するということも、総務省の規制としては大事なことかなと思っています。

○山内主査　ありがとうございます。大変重要な問題ですけれども、またどこかシンポジウムか何かでこういう問題を扱わないと、と思いますので。よろしゅうございますか。

それでは、本日の議題は終わりましたということで、最後、事務局から、次回の日程等についてご説明をお願いしたいと思います。

○影井事業政策課補佐　次回の委員会の日程につきましては、11月4日金曜日の16時からを予定しております。詳細は別途ご案内をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○山内主査　ありがとうございました。それでは、本日はこれで閉会とさせていただきます。ご協力いただきまして、どうもありがとうございました。

以上